

第 4 部 資料

用語解説

あ行

ICT Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。

アンテナショップ 自治体や企業が地元特産品や自社製品を紹介するために設置した店舗。

一部事務組合・広域連合 複数の普通地方公共団体や特別区が、消防やごみ処理など、その事務の一部を共同で行うことを目的として設置する組織。

一般廃棄物会計基準 家庭から出るごみや事業所から出るごみなど、一般廃棄物の処理に要したコストを分析するための標準的手法として環境省が示したものであり、統一的な財務書類の作成により、他団体との比較や住民に対する財務情報の公開資料として利用できる。

NPO Non Profit Organization (非営利組織) の略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人 (NPO 法人) 及びボランティアなど任意団体のこと。

オープンスペース 都市の中の公園、広場、樹木等、開放されたゆとりのある空間。

温室効果ガス 太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖めることで温室効果をもたらすガスの総称であり、二酸化炭素やメタンなどを言う。

か行

改良済み(道路) 道路構造令の規定に適合するように改良された道路。

学校応援団 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

学校ファーム 学校ごとに農園の設置や近隣の農地を活用し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身につけることをねらいとした取組み。

合併浄化槽 公共下水道の処理区域外において、し尿と生活雑排水を微生物の作用による酸化分解などの方法によって処理し、消毒・放流するための施設。

がん対策推進基本計画 がん対策基本法に基づき、平成19年に厚生労働省が作成した計画のこと。がんによる死亡者の減少などを全体目標として定めているほか、5年以内の目標として、がん検診の受診率50%以上を掲げている。

基礎学力定着支援員 基礎学力の定着や個々人に応じたきめ細かな学習指導の充実などのため、教員免許所有者を「基礎学力定着支援員」として本市では全小学校に配置。

既存集落 市街化調整区域において、概ね 50 戸以上の建築物が概ね 50m 以内の間隔で立ち並んでいる地域で、市が指定する区域のこと。

旧暫定逆線引き地区 市街化区域において、当分の間、計画的な市街地整備の見通しが無い区域について暫定的に市街化調整区域とした地区のこと。土地区画整理事業など計画的なまちづくりが確実となった段階で、市街化区域に再編

入できる制度であったが、同制度の運用が平成 15 年に廃止された。

行政評価制度 市が行う施策・事業について、成果や達成状況などを検証し、その結果を施策・事業の改善や予算に反映することで、より効果的な行政運営を目指す手法。

グリーンベルト 道幅が狭いために歩道やガードレールを設置できない道路において、歩行者の安全を確保するため、歩行場所を緑色に塗ることで、歩道と車道を視覚的に分けること。

グループホーム 認知症高齢者などが少人数（概ね4～9人）で、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら共同生活する場。

芸術監督制 劇場などにおいて、運営や自主企画事業に携わる芸術監督を置くこと。

経常収支比率 市税や普通地方交付税などの収入が、人件費や施設の管理費、福祉・医療の給付金、公債費などの継続して支出される経費にどれくらい当てられているかを示す数値であり、財政構造の弾力性を表す。

ゲリラ豪雨 予測困難で、突発的、局地的な豪雨のこと。

公債費負担比率 地方債の返済に充当した一般財源が、一般財源総額に対してどれくらいの割合であるかを示すもの。

洪水ハザードマップ 大雨によって河川が氾濫した場合に浸水する範囲や深さを予想した洪水情報や避難場所などを示した地図。

高齢者保健福祉計画 介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険給付の見込み量などを盛り込んだ計画。

子育て支援センター 鶴瀬西交流センター内にあり、民間保育所（園）における地域子育て支援センターなどと連携しながら、相談・支援・情報提供・子育てサークルの育成などを行っている。

さ行

災害時要援護者 災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方。一般的に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等を指す。

財政健全化判断比率 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの財政指標のこと。この指標のうち 1 つでも一定基準以上となった場合には財政健全化計画を、将来負担比率を除く 3 指標のうち、1 つでも一定基準以上となった場合には財政再生計画を作成し、財政を健全化しなければならない。

財政フレーム 向こう数年間の市の収入と支出の見込みを推計したもの。

財務諸表 単式簿記を基本とする公会計では把握しにくい、資産や負債、行政サービスにかかったコストなどを明らかにするためのもので、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書がある。

ジェネリック医薬品 製薬会社が開発した医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが同じ有効成分でつくる薬のこと。最初に開発された薬と同等の有効成分で同等の効果の有するが安価である。

市街化区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域や概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を進めるべき区域。

市街化調整区域 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

自主財源 市の収入のうち、国や県に依存しないで独自に調達できる財源のこと。市税、手数料、財産収入、寄附金、諸収入等をいう。

自主防災組織 災害から自分たちの地域を守るため、町会などにより自主的に作られた組織。

自治基本条例 市民の知恵と力を生かした豊かな自治を推進するため、市政への市民参加や、市民と市の協働によるまちづくりの基本となる事項を定めた条例。平成 16 年 4 月に施行。

指定管理者制度 地方公共団体が設置した文化会館や体育館などの「公の施設」の管理・運営を株式会社、公益法人、NPO法人などの団体に包括的に行わせることができる制度。

市民学芸員 水子貝塚及び難波田城資料館において、来館者に展示資料の解説や資料館主催の事業への協力等を行う市民ボランティア。「市民学芸員養成講座」の修了者による登録制度をとる。

市民人材バンク 市民参加による生涯学習を進めるため、幅広い分野における人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習や活動を支援するシステム。また、当システムを有効活用するための組織として「市民人材バンク推進員の会」を設置している。

市民緑地 まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が「市民緑地契約」を結び、市が一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。20 年以上の長期間契約をすることが多い。

生涯学習推進基本計画 市民が自発的・主体的に学習・活動でき、「市民参画」の仕組みに基づいた豊かに暮らせる富士見市を実現していくことを基本理念に、情報・学習機会・施設・人材の面から市民の学習活動を支援する計画。

障害者支援計画 平成20年度において、障害者基本法に基づき作成された富士見市障害者計画と、障害者自立支援法に基づき作成された富士見市障害福祉計画を同時に見直し、障害者支援計画として1つにまとめた。

小規模多機能型居宅介護 平成18年4月の介護保険制度改正により創設された地域密着型サービスのひとつ。「通い」を中心に「訪問」「宿泊」サービスの提供により、可能な限り、在宅での生活を目指す。

少人数指導加配教員 個々人に応じたきめ細かな指導を行うため、定員よりも多く配置される教員のこと。

昭和 56 年以前の建築物の耐震性 昭和 56 年に建築基準法の耐震規定が強化されたが、それ以前の建物は旧基準で建築されているため、耐震性が劣ると言われており、阪神淡路大震災でも昭和 56 年以前の建物が、多くの被害を受けている。

推奨農産物 農業振興策として、農産物の育成段階で農薬や化学肥料の使用量

を抑えるなど、ある一定の基準を満たした農産物を市が推奨する制度。

スクールガード 登下校時に児童生徒の安全を確保するため地域と連携・協力した学校安全のボランティア。

スクールボランティア 教員を目指す大学生が授業の補助や教育上の支援を必要とする児童生徒の補助を行う。

すこやか支援員 特別支援学校や特別支援学級に加え、通常学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活上の介助や学習支援を行う人のこと。

生活習慣病 食生活や喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく影響を与える病気のこと。糖尿病や高血圧などがある。

生産緑地地区 市街化区域内の農地のうち、生活環境の保全などに相当の効果があり、将来公園緑地などの公共施設の予定地として適していると指定された緑地。

青少年育成市民会議 青少年問題について広く市民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を目的とした、青少年育成関係団体と個人からなる組織。

青少年育成推進員 青少年の健全育成を推進する民間ボランティアとして、青少年育成埼玉県民会議（会長：埼玉県知事）から委嘱。

青少年相談員 埼玉県知事から委嘱を受け、地域の子どもたちのよき友、よき理解者となって、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する、概ね 20 才～30 才のボランティア。

成年後見制度 認知症や知的及び精神障がいなどで、判断能力が低下した成年者を対象に、本人の意思や利益を考えて財産管理を法的に保護・支援する制度。

た行

体験型農園 農家が自らの農業経営の一環として開設する農園で、農家の指導・管理のもと、土地の貸し借りを伴わずに利用者が農業体験をできる農園。

地域子ども教室 学校などを活用して、安全、安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人が指導者となって週末や放課後、長期学校休業日にスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動などを実施。

地域包括支援センター 主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師が配置され、互いに連携をとりながら、①高齢者や地域の方からの介護・健康・福祉などの相談（総合相談支援）、②高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援（権利擁護）、③要支援や要介護状態を予防するための介護予防のプラン作成（介護予防ケアマネジメント）、④ケアマネージャーへの支援や関係機関とのネットワーク作り（包括的・継続的ケアマネジメント）を担う機関。

地区計画 都市計画法に基づき、居住者の利用する道路・公園・広場などの施設の配置及び規模、建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を定めた総合的な計画のこと。開発行為や建築行為をこれに基づいて規制誘導することによって、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する。

地産地消 地域で生産された農産物等を、直売所による販売や、学校給食への供給などによりその地域で消費すること。

地方債 返済が一会計年度を超える地方公共団体の借金。

適応指導教室 学校へ行きたいけれど行けない子どもたちに、教育を中心に、自立への支援・援助を行い、学校へ復帰できるようにする教室。

電子書籍 電子機器のディスプレイで読むことができる出版物のこと。

電子申請 申請書の提出や届出などの手続きを自宅や会社のパソコンからインターネットを利用してできる仕組み。

特定環境保全公共下水道 市街化調整区域の集落における生活環境改善や、水質保全による自然保護などのために整備する下水道。

特定健診 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診であり、各医療保険者が加入者（被保険者・被扶養者）に対して行うことが平成20年度から義務付けられた。

特定保健指導 特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートをすること。リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

ドメスティックバイオレンス（DV） 夫婦や恋人など、親しい間柄にあるパートナーとの間で、主として男性から女性に対して加えられる暴力のこと。

な行

認定農業者 農業経営規模の拡大、経営の合理化等の経営改善計画を作成し市町村が認定した農業経営者などのこと。

農業振興地域整備計画 今後も耕作を行っていくべき農地及び農業用施設がある農用地区域を保全し、農業を振興するために作成する計画。

ノーマライゼーション 障がいを持つ人もそうでない人も、特に区別されことなく生活を送り、活動することが本来の社会のあるべき姿であるという考え方。

は行

発達障がい 発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定している。早期診断と長期にわたる一貫した対応が良い効果を上げるとされており、年齢に応じた関わりや環境の調整などの支援が必要となる。

パブリックコメント 市の重要な施策を策定するにあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見を募集し、最終的な意思決定に生かしていく仕組み。

バリアフリー 障がい者や高齢者が生活する上で行動の妨げになる障壁（バリアー）を排除しようという考え方。

ハローワーク 国民に安定した雇用機会を確保することを目的として、厚生労

働省が設置した公共職業安定所の愛称。

PFI Private Finance Initiative の略。公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法。

PPP Public Private Partnership の略。公共サービスに市場メカニズムを導入して官民のパートナーシップによる公共サービスの効率化・高質化を目指す事業化の手法。民営化、PFI、指定管理者制度などがこれに含まれる。

美化推進重点区域・路上喫煙禁止区域 美化推進重点区域は、環境美化を推進するため、特に指定する必要があると認める区域のこと。路上喫煙禁止区域は、美化推進重点区域において、路上喫煙が他の歩行者等にとって特に危険であると認める区域として指定した区域。

ファミリーサポートセンター 子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをして欲しい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステム。

富士見市美化推進計画 「富士見市をきれいにする条例」の理念を実現するため作成した計画。

富士見市をきれいにする条例 歩行喫煙、空き缶等のポイ捨て、犬のふんの放置等について基本的なルールを定めることにより、きれいで安全なまちづくりを進めることを目的として、平成 19 年 10 月に施行。

ふるさとハローワーク ハローワーク（公共職業安定所）が設置されていない市町村で、国と市町村の共同運営により、職業相談・職業紹介等を行う機関。

壁面緑化 建築物の外壁部分をゴーヤやヘチマなどのツタ植物で覆うことで、建築物内の温度上昇を抑制すること。

防犯灯 LED 化 交換費用や電気料金を削減するため、LED（発光ダイオード）防犯灯に切り替えること。

ほ場整備 生産性や収益性の高い農業を展開するため、農地の大区画化などと併せて、道路や用排水路などを整備する事業。

ま行

まちづくり出前講座 市民へまちづくりに関する情報や学習の機会を提供するため、市職員による出前講座を行っており、平成 22 年度は 89 種の講座がある。

緑の散歩道 まちの中の雑木林などについて、その土地の所有者と市が借地契約を結び、一定期間その土地を管理して住民が利用できるようにすること。主に 10 年以下の短期契約が多い。

民間活力導入行動計画 市民サービスの向上とより一層の行政運営の効率化を目指し、民間活力の導入を全庁的に推進するための計画。

や行

ユニバーサルデザイン 障がい、年齢、性別などにかかわらず、全ての人にとって使いやすい製品や建物などをデザインすること。

要保護児童対策地域協議会 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童

の早期発見及びその適切な保護を進めるため、平成20年度に設置された協議会。視関係部署のほか、児童相談所、医師会、警察などの機関で構成されている。

ら行

ロケーションサービス 市内での映画やテレビドラマの撮影にあたり、情報提供や公共施設の使用などを支援するサービス及びその窓口のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活でも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。